

# 死没旧軍人軍属の兵籍簿等の個人に関する情報の目的外提供に関する取扱要綱

## 第1 趣旨

この要綱は、死没旧軍人軍属の個人に関する情報を、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、未帰還者留守家庭等援護法、その他援護関係法令に基づく事務以外の目的で遺族等に提供する場合について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 対象とする情報

この要綱において取扱を規定する情報は、社会援護課において現在管理している、旧陸軍兵籍簿、戦時名簿、死亡公報、本籍地名簿等の文書に記録されている死没旧軍人軍属の個人に関する情報を含む情報とする。

## 第3 情報の提供

情報を提供できるのは、次のいずれかのときとする。ただし、本人の名誉を傷つけたり権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。

- (1) 死没旧軍人軍属の遺族（民法第 725 条に規定する親族及び慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者に限る）から死没者の供養、慰霊、祭祀、慰霊行事への参加を目的とした情報提供の求めがあった場合。
- (2) 国又は他の地方公共団体から、当該機関で実施する援護事業等の実施に必要な事項として、情報の照会があった場合。

## 第4 死没旧軍人軍属の個人に関する情報の保護

情報の提供の求めがあったときは、死没旧軍人軍属の個人に関する情報の保護に十分配慮し、申請者の情報の使用目的により、必要最小限の情報に限り提供する。なお、刑罰記録等、本人の名誉を傷つけるおそれのある情報については、提供しない。

### (附則)

この要綱は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

平成 12 年 4 月 13 日一部改正（組織改編）

令和 5 年 4 月 1 日一部改正（大阪府個人情報保護条例の改正）

令和 6 年 3 月 28 日一部改正

令和 8 年 7 月 1 日一部改正